

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）における家庭養育優先の原則の下、社会的養護の下に置かれる児童の里親委託が更に進むよう、里親委託が優先される環境や委託後の養育環境を整える上での課題を整理し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

こども家庭庁、厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（19）、政令指定都市・児童相談所設置市（10）、市町村（17）、児童相談所（29）、里親会（16）、委託先団体（19）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価局支局

行政評価事務所（石川）

4 実施時期

令和5年3月～6年6月